⑮　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。
⑯　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。
⑰　本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲを適用する工事である。
⑱　本工事は、契約後、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、受注者提案として「ＢＩＭモデルを活用した施工に関する調整」をすることができる。
⑲　本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。
　適用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版　営繕工事編」を満たす情報共有システムを使用すること。
⑳　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。
㉑　本工事で熱中症対策を実施する場合の費用の計上においては、追加特記仕様書による。
㉒　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、追加特記仕様書による。
㉓　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
㉔　本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という。）及び段階的選抜方式における一次審査に係る技術資料（以下「簡易技術資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の評価点が上位の者（以下「一次選抜者」という。）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の工事である。
　一次選抜者は、一次審査の評価点が上位５～10者程度とする。ただし、上位10者以上が同一評価点の場合は、それらのものを一次選抜者とする。
㉕　本工事は、競争参加者の資料作成及び発注者の技術審査に係る事務負担軽減を図るため、一次審査で提出する書類を申請書及び１枚の簡易技術資料のみとし、一次選抜者に対してのみ、簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料の提出を求める、簡易確認型による試行の対象工事である。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事の令和５・６年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和５・６年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること。
　（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成20年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した建築一式工事で、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。
　なお、発注者は問わない（民間工事の実績も可とする）。また、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成20年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した建築一式工事で、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

【企業】
同種工事：新築又は増築工事で下記の①～③の要件をすべて満たし、躯体・外装のほか、内装を含む工事。なお、①～③は同一工事かつ同一建築物であること。
①　建物用途：庁舎、事務所又は類似施設
②　構造：木造、鉄骨造（軽量鉄骨造及びプレハブ造を除く）又は鉄骨鉄筋コンクリート造
③　建物規模：延べ面積750㎡以上（増築工事の場合は増築面積）
※なお、類似施設とは、事務室・会議室に類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積が、750㎡以上のものとする。
　同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。
　更に、企業の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。
・鉄骨造＋木造又は鉄骨鉄筋コンクリート造＋木造の混構造
・延べ面積1,500㎡以上（増築工事の場合は増築面積）
※なお、混構造とは、構造耐力上主要な部分の一部を木造としているものとする。

【技術者】
同種工事：新築又は増築工事で下記の①～②の要件をすべて満たし、躯体・外装のほか、内装を含む工事。なお、①～②は同一工事かつ同一建築物であること。
①　建物用途：庁舎、事務所又は類似施設
②　構造：木造、鉄骨造（軽量鉄骨造及びプレハブ造を除く）又は鉄骨鉄筋コンクリート造
※なお、類似施設とは、事務室・会議室に類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）を含むものとする。
　同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。
　更に、企業の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。
・鉄骨造＋木造又は鉄骨鉄筋コンクリート造＋木造の混構造
・延べ面積750㎡以上（増築工事の場合は増築面積）
※なお、混構造とは、構造耐力上主要な部分の一部を木造としているものとする。

⑹　提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。
②　上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成20年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）
　（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　申請書及び簡易技術資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。